

平成20年度財務監査（10）監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成20年度財務監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成20年12月15日から同月24日までの間において実日数6日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成20年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課および課の所管する施設における平成20年度の財務に関する事務の執行が、地方自治法第2条第14項および第15項の趣旨に則って、予算の執行、契約、会計および財産管理等が適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

(3) 監査の視点

各事務事業について、予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、サービス管理ならびに現金および郵券等の管理は適正か、業務委託をはじめとする各種契約の締結、履行内容は適正か、補助金執行は適切か、的確な施設管理が行われているか等を主眼として監査を実施した。さらに以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 使用料等の収納事務および現金管理は適正に行われているか。

イ 業務委託等について、受託事業者や指定管理者への指導が適切に行われているか。また、仕様書に基づき、報告書や精算書の確認を十分行っているか

(4) 監査対象部課

ア 教育委員会事務局学校教育部

庶務課、新しい学校づくり担当課、学務課、施設課、保健給食課、教育指導課、総合教育センター

イ 教育委員会事務局生涯学習部

生涯学習課、練馬公民館、スポーツ振興課、総合体育館、高野台運動場、大泉さくら運動公園多目的運動場、光が丘体育館、平和台体育館、大泉学園町体育館、光が丘図書館

2 監査の結果

適正に執行されていた。しかしながら、一部に不適切な事例が見られたので、改善するよう指摘した。

○工事請負契約に係る契約事務の適正化について

学校教育部施設課の区立小学校4校における校務用パソコン移設・復旧工事は簡易工事書により行われていた。

当該工事は、校舎の改修工事にあわせて夏休み期間中に行うことが予定されていた同じ内容の工事であり、4件の工事について関係書類を確認したところ、同一の業者に同日に発注され工事期間も同じであった。これらの工事を分けて契約する必要性は認められず、一括して契約すべきものであった。この場合の予定価格の総額は課長契約権限を超えており、教育長契約とすべきものである。

練馬区契約事務規則においては、限度額を定めて特定の者を受任者として契約の権限を委任し、受任者は、委任された限度額内において契約事務を担当するものとされている。

については、契約事務の重要性に鑑み、受任者に対し権限と責任について改めて自覚を促すとともに、適切な契約事務の執行が図られるよう取り組まれない。(学校教育部)